

学校選択制Q&A



制度のこと

Q1

通学区域外の学校を選択した場合、必ず希望した学校に就学することができますか？

必ず就学できるわけではありません。各小中学校の教室数の関係で通学区域外からの児童・生徒の受け入れ可能人数が決定されます。受け入れ可能人数を超える希望者がある場合には抽選となります。

Q2

学校選択制を利用して小学校に就学した場合、自動的に就学している小学校の接続中学校に通うことができますか？

自動的に通えるわけではありません。学校選択制を利用して小学校に就学した場合、その小学校の接続中学校へ必ず入学できるわけではなく、中学校進学の際に、改めて学校選択制により希望する必要があります。なお、希望されたとしても必ず通えるわけではありません。

Q3

双子で通学区域外の学校を希望しているが、一緒に入学することは可能ですか？

希望調査票の「◆確認事項」にある「双子等の氏名」に双子等となるきょうだいの氏名をご記入のうえご提出ください。抽選の際は、1組として扱うことができます。

Q4

通学区域外の学校でも兄弟姉妹が既に通っている学校であれば、必ず就学できますか？

兄弟姉妹が既に通っている学校であっても必ず就学できるわけではありません。必ず希望調査票の「きょうだい関係」に必要事項をご記入のうえご提出ください。

※希望した学校が抽選となった場合には、きょうだいも同年度も同じ学校に通学する方が優先されます。

Q5

受入抑制の対象校を特例的に希望できるのはどういう場合ですか？

常盤小学校及び阪南小学校については原則希望することはできませんが、きょうだいも既に在籍しており、引き続き翌年度も在籍する場合に限り希望できます。ただし、入学を保証するものではありません。

一例として次のような場合は希望可能です。

- 現在兄弟が常盤小学校の5年生で翌年度も引き続き常盤小学校に通う予定で、弟妹が翌年度1年生で常盤小学校に学校選択制で入学したい場合



希望調査票のこと

Q6

通学区域の学校を希望する場合、希望調査票の提出は必要ですか？

希望調査票はすべての方に提出をお願いしています。通学区域の学校を希望する場合は、希望調査票の「1 通学区域の学校へ就学を希望する。」に○をつけてご提出ください。(10・12ページ参照)なお、通学区域の学校を選択した場合は、その学校に必ず就学できます。

Q7

希望調査票を提出しなかった場合はどうなりますか？

通学区域校(8ページ参照)に就学することとなります。

Q8

第2希望校および第3希望校を記入する必要がありますか？

第2希望校および第3希望校がない、または選択しない場合は記載の必要はありません。なお、第2希望校および第3希望校の記入がなく、通学区域外の第1希望校での抽選に漏れた場合は自動的に第1希望校の補欠登録となります。(2・3ページ参照)

※第1希望校での抽選に漏れた場合で、第2希望校および第3希望校の記入があり、その学校が受け入れ可能であれば、第2希望校および第3希望校へ就学することとなります。(第1希望校での補欠登録はできません。)



学校説明会・学校公開日に関すること

Q9

通学区域外の学校を希望する場合は学校説明会に必ず参加する必要がありますか？

必ず参加してください。ご都合がつかない場合は、学校へお問合せください。(14ページ参照)なお、通学区域の学校を選択する場合は、参加の必要はありません。

Q10

学校説明会や学校公開は中止になる可能性がありますか？

天候により中止または変更になる場合があります。学校によって対応が異なりますので、必ず事前に学校ホームページまたは学校へのお問合せによりご確認ください。